

小口リース取引に係る問題事例の解消を目指して

平成 20 年 11 月 26 日
社団法人リース事業協会

1. 基本的な考え方

個人事業者等を対象とした小口のリース取引（以下、「小口リース取引」といいます。）において、サプライヤーの不適切な販売方法、ユーザーとサプライヤーとの間の役務提供の内容等に起因するトラブル事例（以下、「問題事例」といいます。）が生じています。

当協会は、このような問題事例の発生は、リース取引全般に対する評価を著しく損ねるものであるとの考えから、社会的責務として所要の対応策を講じています（平成 20 年 9 月 24 日）。

このたび、問題事例の検証・分析等を行った結果、特に問題事例が多い物件の対応策を示すことにより、問題事例の解消を推進します。

2. 対応策

(1) ホームページ

ホームページ¹を対象としたリース取引において、サプライヤーの不適切な販売方法やホームページの内容・更新等に関する問題事例が生じています。

これらの問題事例を解消するため、以下の対応策を講じます。

《対応策》

リース申込があった際に、必ず電話等によりユーザーの意思、対象物件等の確認を行った後に契約を開始します。この確認に際しては、当協会において確認項目（別添参照）を策定し、会員会社は、本確認項目によりユーザーの意思等を確認した上でリースを開始します。

リース料総額等の取引条件が不適切と判断される取引は、基本的には排除していますが、更なる強化を図ります。

サプライヤーの販売方法・役務提供に関する状況等を確認し、問題事例が生じた場合には、取引関係の解消を含め、取引関係の見直しを行います。

¹ホームページの制作費用の中にプログラムの作成費用（ソフトウェアの開発費用）が含まれるようなホームページについては、税務上、その制作費用のうちプログラムの作成費用に相当する金額は無形減価償却資産（ソフトウェア）として取り扱われます。ホームページを対象としたリース取引とは、通常、前述のソフトウェアを対象としたリース取引と考えられます。また、パソコンや、パソコンとセットでリース取引の対象となる場合もあります。

(2) 複合機

複合機を対象としたリース取引において、サプライヤーが行う保守・役務提供の内容²、リース契約の解約処理等に関する問題事例が生じています。

これらの問題事例を解消するため、問題事例の発生が懸念されるサプライヤー及びリース案件において、以下の対応策を講じます。

《対応策》

必ず電話等によりユーザーの意思、リース料等の確認を行った後にリース契約を開始します。
サプライヤーの販売方法・保守等に関する状況を定期的に確認し、問題事例が生じた場合には、取引関係の解消を含め、取引関係の見直しを行います。

²ユーザーとサプライヤーとの間で保守・役務提供に関する契約が締結されます。

(3) 通信機器

電話機に付加する通信機器を対象としたリース取引において、サプライヤーの不実告知、リース契約の解約処理等に関する問題事例が生じています。

当該通信機器は、電話機と一緒に導入されるケースが多いことから、「電話機リースに係る問題事例の解消を目指して」(平成17年12月)に準じた対応を行います。

《電話機リースに係る問題事例の解消を目指して(対応策)》

取引判断を更に慎重に行うとともに、電話等によるユーザーの意思等の確認に加え、クーリングオフ制度を定めた特定商取引法等の関係法令等の趣旨を踏まえた書面により意思等の確認を充分に行います。

リース料総額等の取引条件が不適切と判断される取引は、基本的に排除しているが、更なる強化を図ります。

問題事例が生じているサプライヤーについては、取引関係の解消も含めた対応をします。

(4) インターネット設備

インターネット設備のリース取引において、ユーザーとサプライヤー間の契約が履行されない等の問題事例が生じています。

これらの問題事例を解消するため、以下の対応策を講じます。

《対応策》

サプライヤーと取引を開始する際にサプライヤーの販売方法等を十分に確認します。

サプライヤーの販売方法等を定期的に確認し、問題事例が生じた場合には、取引関係の解消を含め、取引関係の見直しを行います。

(5) パソコン

パソコンのリース取引において、サプライヤーが行う保守に関する問題事例が生じています。

保守に関しては、ユーザーとサプライヤーとの間で契約が締結されますが、保守に関する問題事例を踏まえ、以下の対応策を講じます。

《対応策》

サプライヤーと取引を開始する際にサプライヤーの販売方法等(保守の方法等を含みます。)を十分に確認します。

サプライヤーの販売方法等の状況を定期的に確認し、問題事例が生じた場合には、取引関係の解消を含め、取引関係の見直しを行います。

以上

ホームページのリース取引に係る確認項目

【確認項目】

リース契約に関する内容

リース契約を締結したことを理解しているか。

リース取引の条件（月額リース料、リース期間、リース料総額等）を理解しているか。また、リース契約はユーザーの申込内容に沿う内容か。

リース契約は、中途解約できないことを理解しているか。

リース契約の対象物件（ホームページ）を正しく理解しているか。

対象物件（ホームページ）に関する内容

ホームページはすでに完成し、内容等を納得した上でリースを開始するのか。

ホームページの更新作業、レンタルサーバー等のサービスは、リース契約の対象とはならず、顧客とサプライヤーとの間の契約に基づき行われることを理解しているか。

サプライヤーに関する内容

サプライヤーの不適切な販売方法（虚偽の説明等）はなかったか。

【留意事項】

ホームページのリース申込があった際に、ユーザーに対して、必ず電話等により本確認項目の確認を行った後にリース契約を開始する。

ユーザーから確認項目に疑義が示された時はリース契約を開始しない。

会員会社において、本確認項目を踏まえた書式等を作成して確認を行う。また、取引の特性等に応じて、確認項目を追加する。

ユーザーが「サプライヤーの不適切な販売方法があった」と回答した場合は、その内容等を確認する。

以上